

(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線
(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線

環境影響評価方法書 のあらまし

◆目次

1. 事業概要	1
2. 事業の経緯と手続きの流れ	3
3. 環境影響評価方法書	5
4. 縦覧等	9

ご意見・お問合せ先

山梨県 県土整備部 都市計画課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1716

ファクシミリ 055-223-1724

e-mail toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp



山梨県 令和元年8月

1. 事業概要

はじめに

(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線及び(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線は、高速自動車国道である中部横断自動車道(長坂～八千穂)を形成するものです。当該道路の整備にあたっては、広域的な交通基盤にあたることから、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に位置づけ、長期的な視点から計画的な整備を展開するとともに、インターチェンジ周辺の土地利用や各都市施設相互の計画の調整を図ることとします。

環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として環境アセスメントを実施することとしています。なお、高速自動車国道の新設は事業の規模にかかわらず全てが第一種事業に該当することから、本事業も環境アセスメントの対象となります。

「環境影響評価方法書」は環境アセスメント手続きのうち、「どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのか」という計画を示したものです。

このあらまは、当該都市計画道路における「環境影響評価方法書」の手続きについての概要を取りまとめたものです。

事業の目的

当該地域では、代替路が無い場合、地域を結ぶ幹線道路の大雨や積雪による通行止めが発生し地域孤立の懸念があり、また災害で中央自動車道が通行止めとなった場合には東京圏からの広域支援が分断される可能性があります。また、国道141号は死傷事故率が平均以上である区間が点在し、走行性にも劣ることから救急搬送時にも課題があります。一方で、観光業や農作物の速達性向上のためにも道路ネットワークのアクセス向上が求められています。

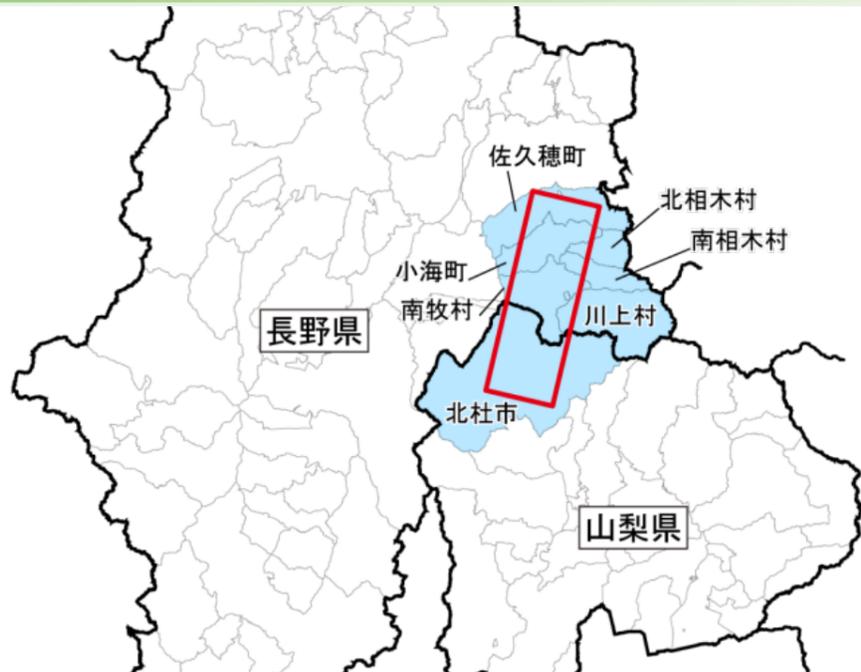
以上の課題と当該道路に求められる機能から、政策目標は以下に示すとおりとします。

- 高速道路までの移動時間短縮
- 地域の生活交通の円滑化
- 企業誘致・雇用の促進
- 救急医療施設への移動時間短縮
- 災害時の代替路確保
- 公共交通の利便性の向上
- 主要な観光地等の連携向上
- 現道の走行性・安全性の向上
- 環境・景観の保全

事業の概要

都市計画対象道路事業の名称	(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線 (仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線
都市計画決定権者の名称	■山梨県区間 都市計画決定権者の名称：山梨県 代表者の氏名：山梨県知事 長崎幸太郎 住所：山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 ■長野県区間 都市計画決定権者の名称：長野県 代表者の氏名：長野県知事 阿部守一 住所：長野県長野市大字南長野字幅下692番2号
事業予定者の名称	事業予定者の名称：国土交通省関東地方整備局 代表者の氏名：関東地方整備局長 石原康弘 住所：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道の新設
道路延長	約40km
起点、終点	山梨県北杜市長坂町、長野県南佐久郡佐久穂町
車線数	4車線
設計速度	80km/時
道路区分	第1種第3級
道路構造の概要	地表式(盛土構造、切土構造)、嵩上式(盛土構造、橋梁構造)、地下式(トンネル構造)、掘割式(掘割構造)

都市計画対象道路事業の位置

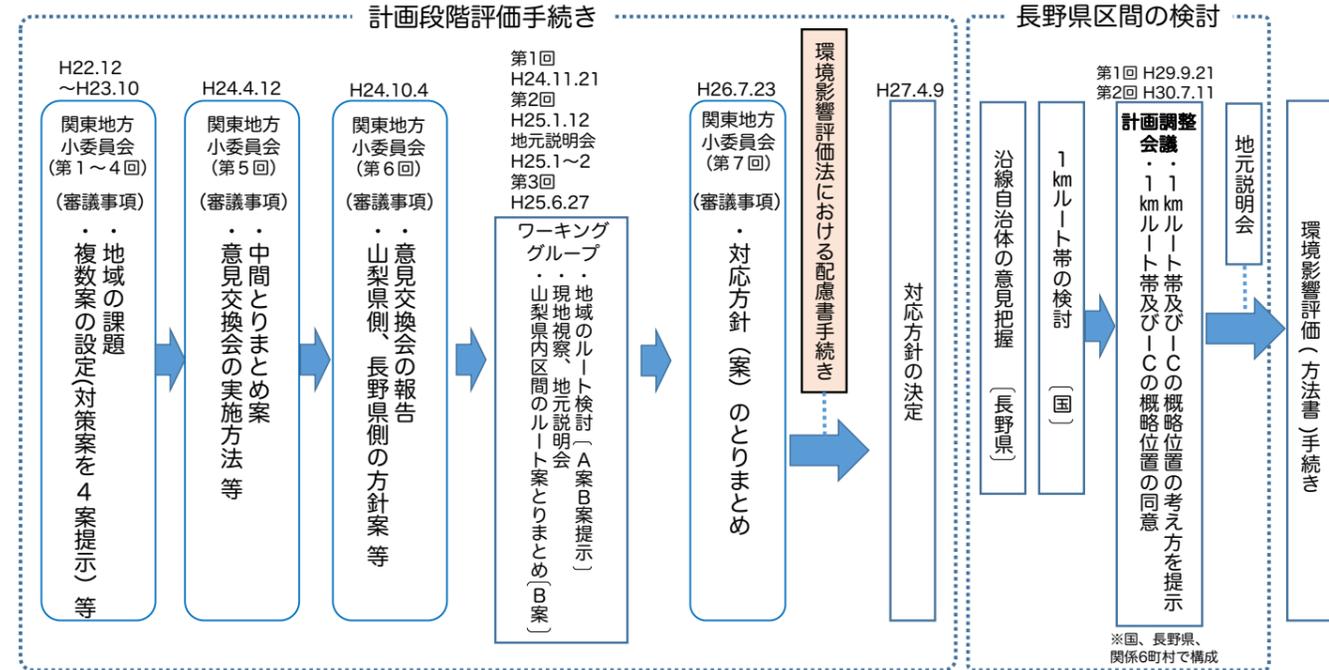


2. 事業の経緯と手続きの流れ

事業の経緯

中部横断自動車道（長坂～八千穂）は、概略計画の検討にあたり、平成22年度から計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や、「社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会」を7回実施しました。また、事業予定者が、関東地方小委員会での有識者や地域住民等の意見を踏まえ、配慮書の手続きを経て、平成27年4月に対応方針が決定しています。

今回の環境影響評価方法書の手続きにおいて、方法書の公告・縦覧及び説明会を行い、地域の皆様や地方公共団体より意見をいただき調査・予測・評価方法を決定します。



◆山梨県区間のルート帯案の考え方

- ・土地利用（住宅地・集落、別荘地、農地）への配慮
- ・自然環境（貴重な動植物の生息地、湧水群）や景観に配慮
- ・観光地（清里地域等）へのアクセス性に配慮
- ・コスト縮減に配慮

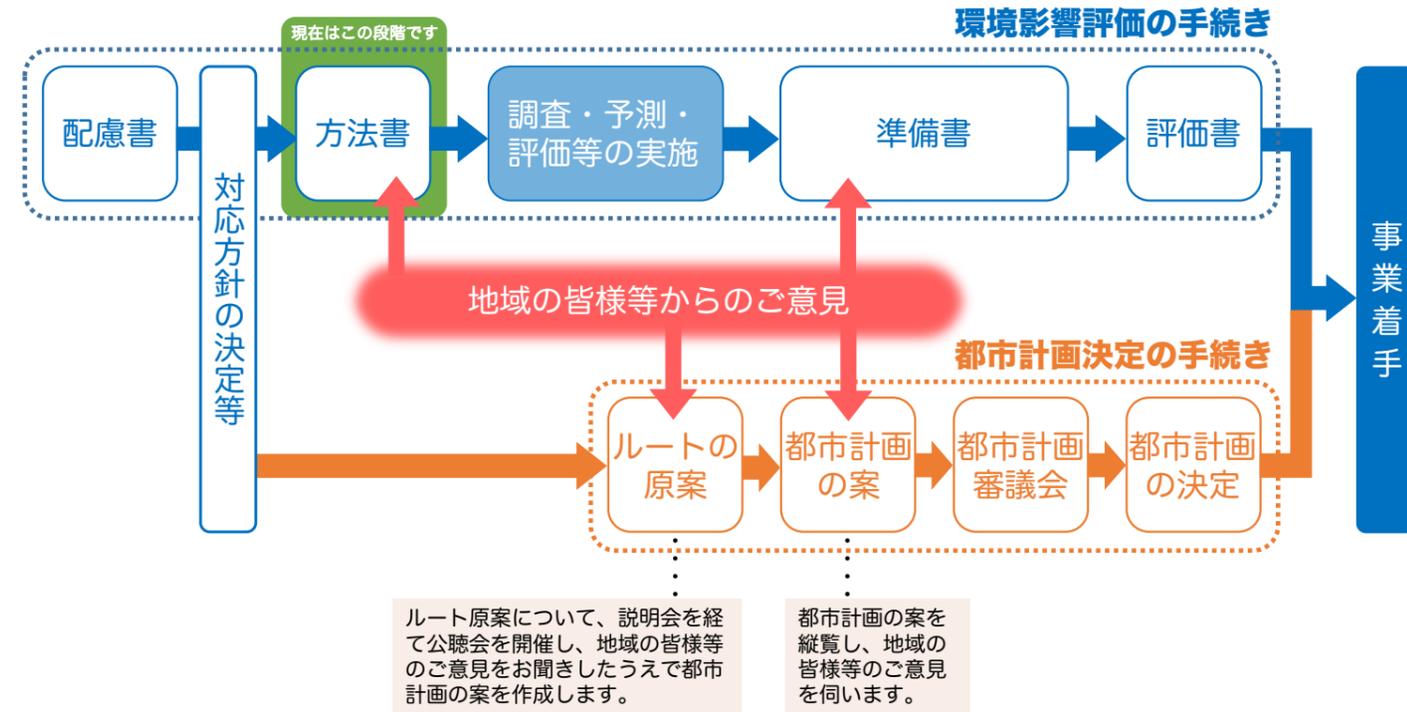
◆長野県区間のルート帯案の考え方

- ・千曲川左岸（国道141号に西側）のルートを原則
- ・できる限り国道141号と併走
- ・個別のコントロールとして、松原湖の自然環境に配慮、更にできる限り土地利用（小海駅周辺市街地、集落、別荘地、優良農地）に配慮

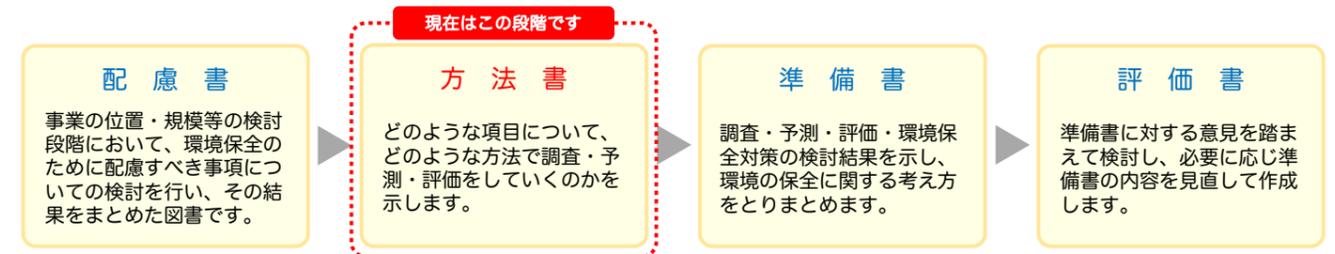


※1 中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野県区間に係る計画調整会議資料抜粋

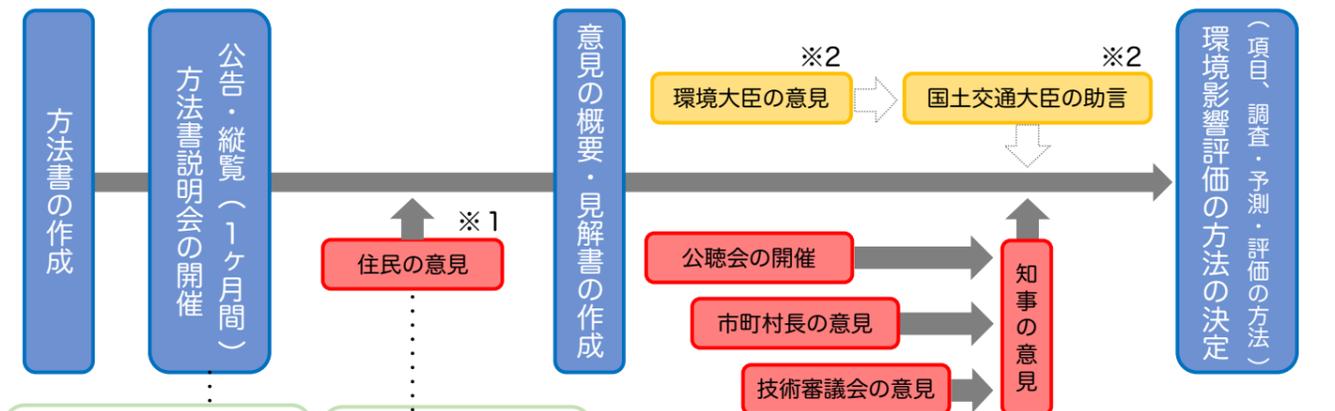
環境影響評価の手続き



◆環境影響評価の手続きの流れ



◆環境影響評価の方法の決定までの流れ



環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境保全の見地からの意見を求めるために開催します。

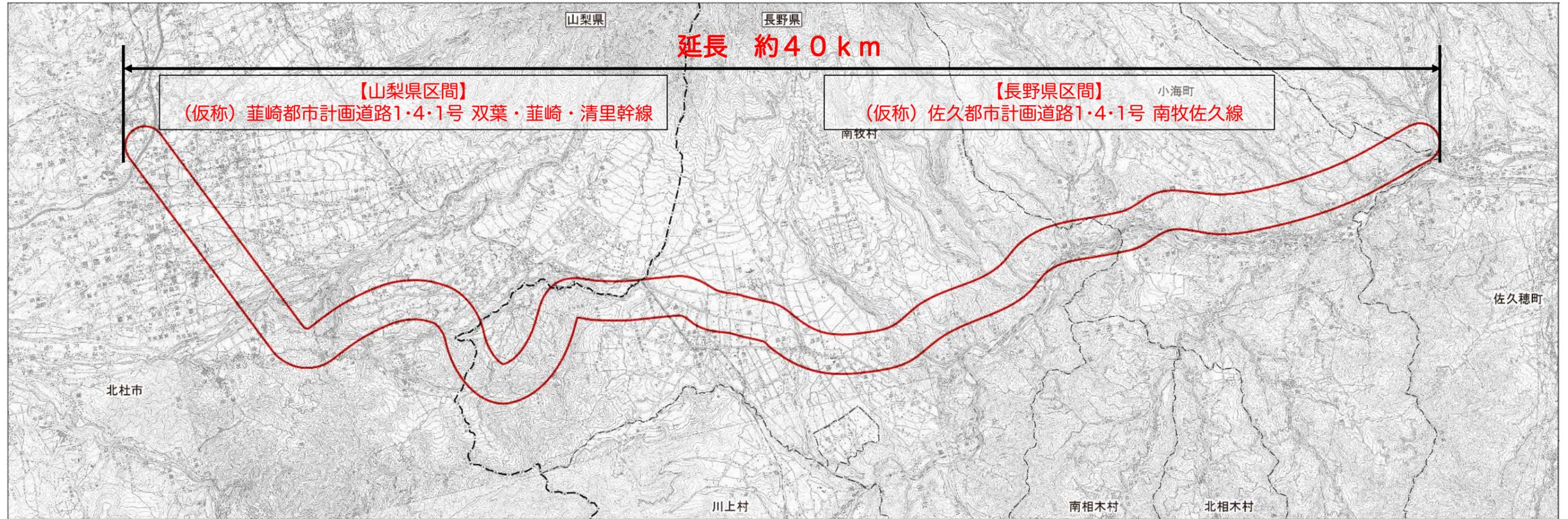
方法書について、環境保全の見地から意見のある方は誰でも意見書を提出することができます。

※1：住民の意見の提出期間は、公告の日～縦覧期間満了日の翌日より2週間後までとされています。

※2：環境大臣の意見及び国土交通大臣の助言は、必要に応じて求めるものとされています。

3. 環境影響評価方法書

都市計画対象道路事業実施区域の位置



事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

収集・整理した既存文献を基に、自然的状況、社会的状況に係る地域特性を把握・整理しました。

自然的状況	大気環境	<ul style="list-style-type: none"> ○最も近い大気常監局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が2地点中2地点で環境基準を達成しています。 ○道路交通騒音は、合計13地点の測定地点があり、うち12地点で環境基準を達成しています。
	水環境	<ul style="list-style-type: none"> ○水質は、河川では、BOD、SS、DOは4地点全てにおいて、pHは5地点中1地点において環境基準を達成しています。大腸菌群数はすべての調査地点において環境基準を超過しています。 ○湖沼では、DO、全窒素、全磷は3地点中3地点において、環境基準を達成しています。 ○調査地区全域に湧水が存在します。
	地形、地質	○重要な地形及び地質として5地点が分布しています。
	動植物、生態系	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な動植物種が山梨県・長野県それぞれで多数確認されています。 ○重要な植物群落等として、山梨県6箇所・長野県6箇所が分布しています。 ○生態系は、亜高山・高山-自然林自然植生から市街地の7区分の生態系に区分されます。
	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財	<ul style="list-style-type: none"> ○景観は、主要な眺望点が山梨県26箇所・長野県19箇所、景観資源が山梨県41箇所・長野県21箇所存在します。 ○人と自然との触れ合いの活動の場として、山梨県50箇所・長野県20箇所存在します。 ○指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）として、山梨県では計49箇所、長野県では計31箇所存在します。

社会的状況	土地利用	○土地利用としては農業地域が広く分布し、松原湖周辺及び八ヶ岳牧場を含む八ヶ岳から広がる一帯が自然公園地域に指定されています。
	河川等利用	○地下水が一般飲用及び生活用水の一部として利用されています。
	交通	○一般国道141号がJR小海線とほぼ並行して、南～北方向に走っており山梨県と長野県を結んでいます。
	学校、住居等	<ul style="list-style-type: none"> ○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である学校教育施設及び図書館が山梨県で19箇所・長野県で16箇所存在します。 ○環境の保全についての配慮が特に必要な施設である病院及び診療所が山梨県で10箇所・長野県で11箇所、社会福祉施設等が山梨県で64箇所・長野県で53箇所存在します。
	法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○「自然公園法」により指定された国立公園として秩父多摩甲斐国立公園、国定公園として八ヶ岳中信高原国定公園が存在します。 ○「山梨県自然環境保全条例」により指定された自然環境保全地区として、紅葉橋、八ヶ岳川俣及び谷戸城が存在します。 ○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律」により指定された鳥獣保護区が存在します。 ○「景観法」に基づき、北杜市が景観行政団体として景観計画を策定しており、景観形成地域が指定されています。 ○その他主な法令として、騒音、振動及び水質汚濁に関する基準の規制区域等が存在します。

※甲武信エコパークについては、令和元年6月19日に国連教育科学文化機関（ユネスコ）登録決定しており、地域特性に追加する予定です。

3. 環境影響評価方法書

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定にあたっては、国土交通省令、山梨県環境影響評価技術指針、長野県環境影響評価技術指針、道路環境影響評価の技術手法を参考として、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

環境要素の区分			環境要因の区分		工事の実施							存在・供用					
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	トンネル工事の実施	水底の掘削	掘削式又は道路(地表式)の存在	道路(嵩上式)の存在	道路(地下式)の存在	自動車の走行				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●											●	
			浮遊粒子状物質	●	●												●
			粉じん等	●	●												
		騒音	騒音	●	●												●
		低周波音	低周波音														●
	振動	振動	●	●												●	
	水環境	水質	水の濁り			●	●	●			●						
			水の汚れ								●						
		水象	河川及び湖沼			●					●		●				
			地下水			●					●		●				
環境に係るその他の環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質					●				●						
		日照障害											●				
	電波障害													●			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●				●	●				●			●		
	植物	重要な種及び群落					●	●				●			●		
	生態系	地域を特徴づける生態系					●	●				●			●		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観													●		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場													●		
歴史的文化的な遺産の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財	文化財						●							●		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●												

調査・予測・評価の手法

調査・予測・評価の手法の選定にあたっては、国土交通省令、山梨県環境影響評価技術指針、長野県環境影響評価技術指針、道路環境影響評価の技術手法を参考として選定しました。

環境要素	調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	二酸化窒素の濃度の状況、浮遊粒子状物質の濃度の状況、気象（風向及び風速）の状況	ブルーム式及びパフ式による計算	環境保全についての配慮がなされているかどうかについて評価 環境基準等との整合が図られているか否かについて評価
	粉じん等	気象（風向及び風速）の状況	事例の引用又は解析により得られた経験式による計算	
騒音	騒音	騒音の状況、地表面の状況、沿道の状況	音の伝搬理論に基づく予測式による計算	
低周波音	低周波音	住居等の位置	既存調査結果より導かれた予測式による計算	
振動	振動	振動の状況、地盤の状況	事例の引用又は解析により得られた式による計算	
水質	水の濁り	水質（浮遊物質）の状況、水象（流量）の状況、水底の土砂の状況	拡散式による予測	
	水の汚れ	水質（水素イオン濃度）の状況、水象（流量）の状況	事例の引用又は解析による予測	
水象	河川	流量・流況、浸食・堆砂の状況、水道水源の状況	事例の引用又は解析による予測	
	地下水	地下水の状況、帯水層の地質・水理の状況、湧水の状況、温泉の状況	理論モデルによる計算又は数値シミュレーション等	
土壌に係る環境その他の環境	重要な地形及び地質	地形及び地質の概況、重要な地形・地質の分布、状態及び特性、重要な現象（温泉、湧水等）の分布、状態及び特性	事例の引用又は解析による予測	
	日照障害	土地利用の状況、地形の状況	等時間の日影線を描いた日影図により予測する方法	
その他の環境要素	電波障害	テレビ電波（地上デジタル波を含む）の受信状況、テレビ電波の送信状況、高層建築物及び住居等の分布状況、地形の状況	日本CATV技術協会が示す電波障害予測計算式による予測	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物相の状況、重要な種等の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
植物	重要な種及び群落	植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
生態系	地域を特徴づける生態系	動物種その他の自然環境に関わる概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	科学的な知見や類似事例を参考に予測	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況	図上解析、フォトモニタージュ法等による視覚的な表現方法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合いの活動の場の概況、主要な触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	図上解析、類似事例等を参考に予測	
文化財	有形文化財・埋蔵文化財	文化財の状況（文化財の種類・位置及びその概要）	図上解析、類似事例の引用又は解析による予測	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	廃棄物等の種類ごとの発生・処分の状況 ※文献調査のみ	建設工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び最終処分量を予測	

4. 縦覧等

縦覧について

●縦覧場所

山梨県 県土整備部都市計画課
山梨県 中北建設事務所都市整備課
韮崎市 建設課
北杜市 建設部まちづくり推進課
甲斐市 建設産業部都市計画課
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 総務課
山梨県 県民情報センター

※縦覧は長野県においても行われます。詳細はお問い合わせ下さい。

●縦覧期間

令和元年8月1日(木)～令和元年9月2日(月) 8時30分～17時00分
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

●インターネットによる公表

山梨県 県土整備部都市計画課ホームページ
(<https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/index.html>)

意見書の提出について

(1) 意見書の提出期限及び方法

令和元年9月17日(火) 17時15分まで
下記の受付機関に郵送または持参願います。
※以下の受付機関のみ、ファクシミリまたは電子メールでも受け付けます。
山梨県(県土整備部都市計画課)

(2) 意見書の記載事項(以下のア～ウは必ず記載してください。)

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
(「(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線・
(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線 環境影響評価方法書」
と記載するものとします。)
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見
(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)
※意見書は任意様式ですが、縦覧場所に参考様式を用意します。

(3) 意見書の提出先

受付機関	提出先
山梨県 県土整備部 都市計画課	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 ファクシミリ 055-223-1724 e-mail toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp
山梨県 中北建設事務所 都市整備課	〒400-0065 山梨県甲府市貢川2-1-8

※(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号 南牧佐久線に係る意見は長野県に提出して下さい。
詳細はお問い合わせ下さい。